

低
判
断
能
力
高

① 法定後見制度

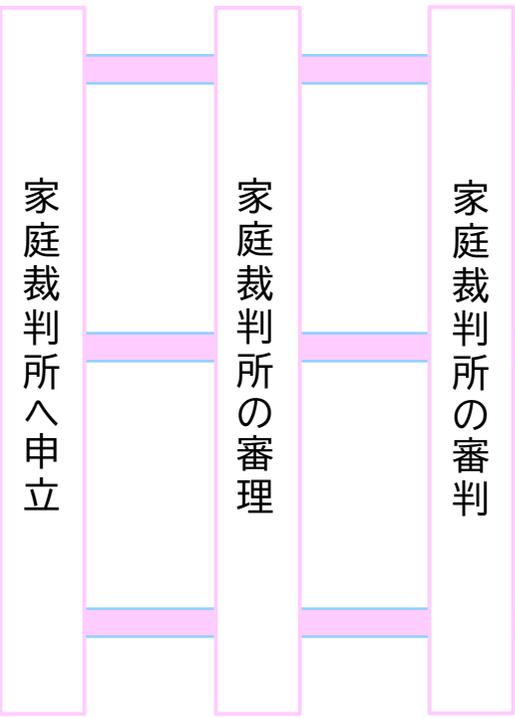
ほとんど判断できない
自分一人で買い物ができない

判断能力が著しく不十分
自分で買い物ができるけど、契約となると難しい...

判断能力が不十分
自分で買い物ができるけど、誰かと一緒なら安心

判断能力が十分ではない
自分で買い物ができるけど、お金の管理は不安

- ＜申立準備＞
- ◆申立人を決める
 - ◆後見人等候補者の検討
 - ◆申立書類の取り寄せ
 - ◆主治医に診断書作成依頼
 - ◆必要な書類を揃える



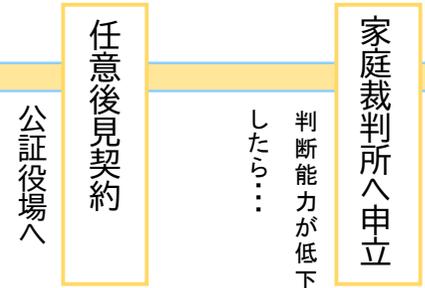
後見人
財産を管理し、契約等を本人に代わって行います。
*財産に関するすべての法律行為を代行・取り消しできる

保佐人
重要な契約等を支援します。
*申立の範囲内で家庭裁判所が定める重要な契約や財産管理の代理・判断の確認を行う。

補助人
本人の判断を手助けします。
*申立の範囲内で家庭裁判所が定める重要な契約や財産管理の判断の手助けを行う。

② 任意後見制度

判断能力が十分
認知症などになった後の暮らしが心配



福祉サービス利用援助事業

日常生活の判断に不安のある、高齢の方や障害のある方が、地域で安心して暮らせるよう、日常的な金銭管理や福祉サービス利用の手続き支援などをお手伝いします。

書類等の預かりサービス
年金証書や定期預金通帳など、普段使わない大切な書類を金融機関の貸金でお預かりします。

日常的な金銭管理サービス
・日常生活費を銀行から払い戻すお手伝いや使い方のアドバイスなどを行います。
・公共料金や税金、医療費などの支払いをお手伝いします。

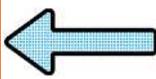
任意後見人
自己判断が難しくなった時に、契約内容により支援します。
*委任契約で定めた代理権の範囲で本人を支援する。

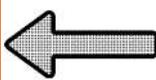
① 法定後見制度

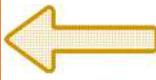
… ご本人の判断能力が不十分になったあと、家族等から家庭裁判所へ成年後見制度の申立を行うことにより成年後見人等が選ばれる制度。

	 後見	 保佐	 補助
対象となる方	判断能力を常に欠いている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
[例]	<ul style="list-style-type: none"> ❖自分ひとりで日常の買い物ができなくなった。 ❖家族の名前がわからなくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ❖日常の買い物はひとりでできるが、土地や家の売買などの重要な契約ができなくなった。 ❖人の言いなりになりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ❖買い物や重要な契約もひとりでできるが、本当に適切にできているか不安で、誰かと一緒なら安心 ❖置き忘れやしまい忘れが多くなった
後見人等ができること	財産に関する行為全般	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の行為
後見人等ができる同意・取消	日用品の買い物など日常生活に関する行為以外	不動産の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借りなど、重要な財産行為	重要な財産行為のうち、申立の範囲内で裁判所が定める行為
本人ができること	日用品の買い物など、日常生活に関する行為のみ	制限なし	制限なし
[申立をすることができる方] ●本人 ●配偶者 ●四親等以内の親族 ●検察官 ●市町村長 など			

 本人の判断能力の程度に応じて
『後見』『保佐』『補助』
 の3つの制度が用意されています。

 保佐及び補助の場合、**代理権**を有するには**本人の同意が必要**になります。

 補助の場合、**同意権・取消権**を有するためには**本人の同意が必要**になります。

 保佐人又は補助人の同意が必要な行為のうち、**その同意を欠くものは後で取消が可能**。



成年後見人等の役割

- * 日常生活の見守り
- * 福祉サービスの利用手続き
- * 年金受給などの必要な手続き
- * 不動産の処分や管理
- * 病院・福祉施設の入退所契約やそれらの費用の支払い
- * 相続手続き
- * 消費者被害の取り消し など



成年後見人等の役割ではないこと

- * 医療行為の同意
- * 身元保証人や身元引受人
- * 買い物・通院などの家事や介護
- * 居住する場所の指定 など

② 任意後見制度

… ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを公正証書による契約(任意後見契約)で決めておく制度。

